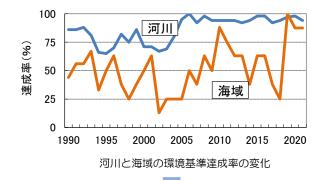
### 水 環 境

〇高度経済成長期に栄養塩類(窒素、りん)が 大量に流入し、水質悪化





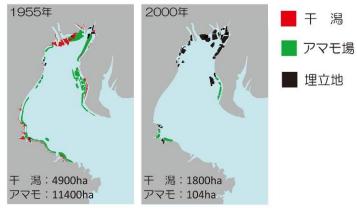
○水質総量削減制度による排水規制 ○生活排水処理施設等の整備



環境基準達成率の向上など、水質は一定改善

### 牛物牛息環境

〇開発等により干潟・藻場が減少



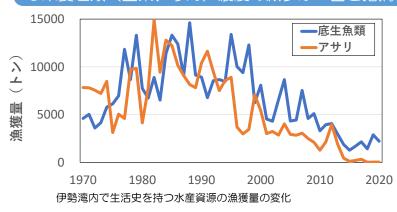
○海水中の酸素がなくなる貧酸素水塊の面積は拡大傾向

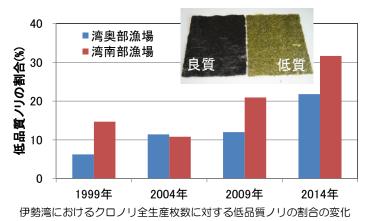


生物生息環境は改善できていない

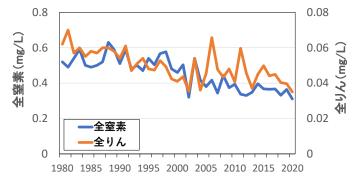
## 新たな課題(海域の生物生産性の低下)

●ノリの色落ち、二枚貝類等の湾内漁獲量の減少●栄養塩類(窒素、りん)濃度の減少が一因と指摘





●湾内への適正な栄養塩類の供給●藻場・干潟等、生物生息環境の改善



伊勢湾における全窒素、全りんの湾内平均濃度の変化



### 三重県の第9次水質総量削減計画の概要

(2022年10月策定)

〇目指すべき海の姿

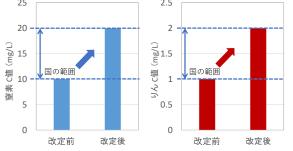
環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」

【基準の緩和】

### ① 総量規制基準の改定 (2022年11月)

栄養塩類の減少による生物生産性の低下を改善するため、 次の見直しを実施

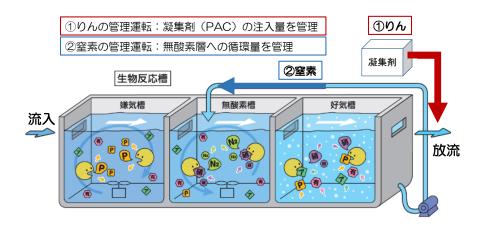
- ○窒素、りんの削減目標量の見直し 【規制から管理へ】 ○下水道業の基準値を、国が定めた範囲の上限に見直し
  - 例)高度処理施設を有する県流域下水処理場
  - ・窒素: 10mg/L(現行) → 20mg/L(改定後) ・りん: 1mg/L(現行) → 2mg/L(改定後)



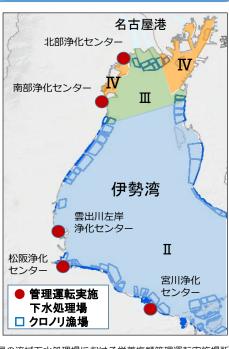
下水道業の基準値の改定(例:高度処理施設を有する下水処理場)

### ②下水処理場の栄養塩類管理運転の取組とその効果の検証

○公的機関が管理する下水処理場において、改定基準内で窒素、 りんを排出する栄養塩類管理運転の取組を開始 (2022年11月~) ○環境生活部、農林水産部、県土整備部の連携のもと、栄養塩類 管理運転の効果の検証を開始 (2022年10月~)



下水処理場における栄養塩類管理運転の概要



三重県の流域下水処理場における栄養塩類管理運転実施場所

### ③ 藻場、干潟及び浅場の保全・再生等の推進

栄養塩類を湾内の豊かな生物生産に繋げていくため、国等の関係機関 と連携して藻場・干潟・浅場等の生物生息環境の保全・再生を推進

- 定期的な藻場、干潟の分布状況調査
- 〇「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」に基づいた計画的な干潟再生
- 伊勢湾シミュレーターを活用した干潟再生効果の検討 など

### など

### 4 計画の進行管理

環境生活部、農林水産部、県土整備部等、関係機関により構成される 「三重県されいで豊かな海協議会」を設置(2022年9月) 関係機関で目指すべき目標を共有し、各種施策の進行管理や効果検証等 を行い、今後の施策にフィードバックしていきます。





# 「きれいで豊かな海」ってどんな海??

海の生物には、栄養塩類と呼ばれる海水中の窒素・りんと、藻場・干潟などの生物生息場が大切です。栄養塩類は、量が多すぎると赤潮や貧酸素水塊の発生などの被害を引き起こしますが、生態系を支える植物プランクトンの栄養となるため、海の生物には不可欠なものです。また、栄養塩類を豊かな生物生産に繋げていくためには、海域の**栄養塩類の管理と生物生息場の保全再生**を両輪で進めていく必要があります。

三重県では、**「きれいで豊かな海」**の実現に向けて、関係機関が連携して各種取組を 進めます。



# 「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組 三重県 第9次水質総量削減計画の概要